

令和4年5月17日

記者発表資料

総務部
財政部

令和4年第2回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案（6件） ※先議を必要とするもの

- ※① 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第1号）
- ※② 令和4年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）
 - ③ 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第2号）
 - ④ 令和4年度徳島市水道事業会計補正予算（第1号）
 - ⑤ 令和4年度徳島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - ⑥ 令和4年度徳島市旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

2 条例議案（9件） ※先議を必要とするもの

- ※① 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ※② 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ※③ 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ※④ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - ⑤ 徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - ⑥ 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて
 - ⑦ 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - ⑧ 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - ⑨ 徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案（10件）

- ① 市道路線の廃止について《10路線》
- ② 市道路線の認定について《17路線》
- ③ 財産の取得について《じん芥収集車5台》
- ④ 財産の取得について《救助工作車（Ⅲ型）1台》
- ⑤ 財産の取得について《無線LANアクセスポイント》
- ⑥ 専決処分の承認について《令和3年度徳島市一般会計補正予算（第12号）》
- ⑦ 専決処分の承認について《徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例》

- ⑧ 専決処分の承認について《徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例》
- ⑨ 専決処分の承認について《控訴の提起について》
- ⑩ 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

4 報告（17件）

- ① 令和3年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《財産管理事業 等 計64件 繰越額 6,506,865千円》
- ② 令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《衛生対策設備整備事業 繰越額 34,775千円》
- ③ 令和3年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《老朽管更新事業 等 計4件 繰越額 727,222千円》
- ④ 令和3年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計4件 繰越額 1,776,774千円》
(うち事故繰越1件 7,418千円)
- ⑤ 令和3年度徳島市市民病院事業会計予算繰越報告書
《手術映像記録配信システム整備事業 繰越額 20,900千円》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松排水機場ポンプ設備増設工事：広域道整備課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業富吉排水機場ポンプ設備工事：広域道整備課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業宮島江湖川橋（仮称）橋梁右岸下部工事：道路建設課）》
- ⑰ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（三ツ合橋耐震化工事：道路建設課）》

令和4年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第1号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,365,806	2,043,025	24,408,831
19 繰入金	2,334,872	△267,611	2,067,261
歳入合計	106,310,000	1,775,414	108,085,414

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
1 議会費	547,375	△2,048	545,327				△2,048
2 総務費	8,746,781	△51,808	8,694,973				△51,808
3 民生費	51,382,746	688,827	52,071,573	741,006			△52,179
4 衛生費	10,492,661	1,175,077	11,667,738	1,211,081			△36,004
6 農林水産業費	1,115,023	△5,773	1,109,250				△5,773
7 商工費	1,609,074	37,185	1,646,259	40,445			△3,260
8 土木費	11,269,113	△23,614	11,245,499				△23,614
9 消防費	3,025,673	△32,898	2,992,775				△32,898
10 教育費	9,100,712	△9,534	9,091,178	50,493			△60,027
歳出合計	106,310,000	1,775,414	108,085,414	2,043,025			△267,611

【うち給与改定関係補正予算】

（単位 千円）

会計名	補正額
一般会計補正予算（第1号）	△268,845
職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）	△259,712
合計	△528,557

※上記補正合計額から重複等を除く給与補正額

（事務効率化のために設置している職員給与等支払特別会計を除いたもの）	△268,845
------------------------------------	----------

【うち給与改定以外の補正予算】

《歳出款別事業別》

◎ 民 生 費	【 742,240千円】
(1) 生活困窮者自立支援事業費	4,936千円
(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費	36,697千円
(3) 生活再建支援金支給事業費	24,826千円
(4) 生活よりそい支援金給付事業費	18,226千円
(5) 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	422,569千円
(6) 子育て世帯生活応援給付金事業費	234,986千円
◎ 衛 生 費	【1,211,081千円】
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,211,081千円
◎ 商 工 費	【 40,445千円】
(1) 企業とちからあわせる支援金給付事業費	40,445千円
◎ 教 育 費	【 50,493千円】
(1) 学校給食費支援事業補助	50,493千円

一般会計補正予算（第2号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	24,408,831	114,728	24,523,559
19 繰入金	2,067,261	109,702	2,176,963
20 諸収入	1,752,418	2,500	1,754,918
21 市債	8,114,500	77,900	8,192,400
歳入合計	108,085,414	304,830	108,390,244

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	8,694,973	190,102	8,885,075		77,900	2,500	109,702
8 土木費	11,245,499	112,728	11,358,227	112,728			
9 消防費	2,992,775	2,000	2,994,775	2,000			
歳出合計	108,085,414	304,830	108,390,244	114,728	77,900	2,500	109,702

《歳出款別事業別》

- ◎ 総務費 【 190,102千円】
 - (1) 庁舎災害対応機能強化事業費 187,602千円
 - (2) コミュニティイベント促進費 2,500千円

- ◎ 土木費 【 112,728千円】
 - (1) 路線バス応援事業費 112,728千円

- ◎ 消防費 【 2,000千円】
 - (1) 消防団活動普及啓発事業費 2,000千円

- ◎ 債務負担行為補正（追加）
 - (1) 庁舎災害対応機能強化事業 (限度額：132,549千円 期間：令和5年度)
 - (2) UIJターン保育士応援事業 (限度額：10,000千円 期間：令和5年度)

水道事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益		5,367,768	99,670	5,467,438
	3 特別利益	5,031	99,670	104,701

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		1,278,356	6,000	1,284,356
	7 固定資産売却代金	1,366	6,000	7,366

◎ 特別利益-----旧水道局庁舎跡地の所管換えに伴う所要の補正

99,670千円

◎ 固定資産売却代金---旧水道局庁舎跡地の所管換えに伴う所要の補正

6,000千円

公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益		4,421,472	126,067	4,547,539
	1 営業収益	2,953,483	126,067	3,079,550

◎ 営業収益-----公共下水道使用料の改定に伴う所要の補正

126,067千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 旅客自動車運送事業収益		480,215	39,481	519,696
	2 営業外収益	299,992	39,481	339,473

◎ 営業外収益-----新型コロナウイルス感染症対策に係る奨励金の受入に伴う所要の補正

39,481千円

令和4年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第1号）

※先議を必要とするもの（給与改定以外の補正予算）

1	新型コロナ・物価高騰対策関連予算	【2,044,259千円】
(1)	生活困窮者自立支援事業費（住居確保給付金）〈生活福祉第一課〉【国】	4,936千円
(2)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費〈生活福祉第一課〉【国】	36,697千円
(3)	生活再建支援金支給事業費〈生活福祉第一課〉【市独自】	24,826千円
(4)	生活よりそい支援金給付事業費〈健康福祉政策課〉【市独自】	18,226千円
(5)	子育て世帯生活支援特別給付金事業費〈子育て支援課〉【国】	422,569千円
(6)	子育て世帯生活応援給付金事業費〈子育て支援課〉【市独自】	234,986千円
(7)	新型コロナワクチン接種事業費〈健康長寿課〉【国】	1,211,081千円
(8)	企業とちからあわせる支援金給付事業費〈経済政策課〉【市独自】	40,445千円
(9)	学校給食費支援事業補助〈体育保健給食課〉【市独自】	50,493千円

一般会計補正予算（第2号）

1	新型コロナ・物価高騰対策関連予算	【112,728千円】
(1)	路線バス応援事業費〈地域交通課〉【市独自】	112,728千円
2	その他	【192,102千円】
(1)	庁舎災害対応機能強化事業費〈財産管理活用課〉	187,602千円
(2)	コミュニティイベント促進費〈市民協働課〉	2,500千円
(3)	消防団活動普及啓発事業費〈消防局総務課〉	2,000千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 庁舎災害対応機能強化事業〈財産管理活用課〉

庁舎災害対応機能強化事業に係る設計業務について、令和4年度中に契約を締結、令和5年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：132,549千円、期間：令和5年度）

(2) UIJターン保育士応援事業〈子ども政策課〉

保育士の確保により、待機児童が発生しない持続可能な体制を構築するため、令和5年度から実施を予定している民間保育所等に就職する保育士等への助成事業について、令和4年度中に募集事務を開始するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：10,000千円、期間：令和5年度)

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
106,310,000千円	2,080,244千円	108,390,244千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	増減額
6月 補正計上額	給与改定関係		△ 268,845	△ 268,845
	その他の補正	2,122,321	2,349,089	226,768
6月 補正後予算額		107,197,627	108,390,244	1,192,617

水道事業会計補正予算（第1号）

旧水道局庁舎跡地の所管換えに伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

1 特別利益（固定資産売却益）……………99,670千円

補正前の額	補正額	計
5,367,768千円	99,670千円	5,467,438千円

【資本的収入】

1 固定資産売却代金（固定資産売却代金）……………6,000千円

補正前の額	補正額	計
1,278,356千円	6,000千円	1,284,356千円

公共下水道事業会計補正予算（第1号）

公共下水道使用料の改定に伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

1 営業収益（下水道使用料）……………126,067千円

補正前の額	補正額	計
4,421,472千円	126,067千円	4,547,539千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

新型コロナウイルス感染症対策に係る奨励金の受け入れに伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

1 営業外収益（他会計補助金）…………… 39,481千円

補正前の額	補正額	計
480,215千円	39,481千円	519,696千円

令和4年第2回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

- ① 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

特定任期付職員の期末手当について、次のとおり改正する。

- 1 期末手当の支給割合の改正

期末手当の支給割合を100分の162.5（現行 100分の167.5）とする。

- 2 施行期日

公布の日から施行する。

- ② 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

常勤の特別職の職員の期末手当について、次のとおり改正する。

- 1 期末手当の支給割合の改正

期末手当の支給割合を100分の157.5（現行 100分の162.5）とする。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例

令和3年12月にこの条例の規定により本市から期末手当を支給された者に対する令和4年6月に支給する期末手当の額は、前記1による改正後の支給割合により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、162.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

- 3 施行期日

公布の日から施行する。

- ③ 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

一般職の職員の期末手当について、次のとおり改正する。

- 1 期末手当の支給割合の改正

期末手当の支給割合を100分の120（現行 100分の127.5）とし、再任用職員及び任期付職員については100分の67.5（現行 100分の72.5）とする。

2 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例

令和3年12月にこの条例又は企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定により本市から期末手当を支給された者（会計年度任用職員を除く。）に対する令和4年6月に支給する期末手当の額は、前記1による改正後の支給割合により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 再任用職員及び任期付職員 72.5分の10

(2) 再任用職員及び任期付職員以外の職員 127.5分の15

3 施行期日

公布の日から施行する。

④ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

会計年度任用職員の期末手当について、次のとおり改正する。

1 期末手当の支給割合の改正

期末手当の支給割合を100分の125（現行 100分の127.5）とする。

2 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例

令和3年12月に会計年度任用職員以外の職員として本市から期末手当を支給された者に対する令和4年6月に支給する期末手当の額は、前記1による改正後の支給割合により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 再任用職員及び任期付職員 72.5分の10

(2) 再任用職員及び任期付職員以外の職員 127.5分の15

3 施行期日

公布の日から施行する。

⑤ 徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 プロポーザル方式による事業者選定審査会の設置

(1) プロポーザル方式による随意契約の相手方の選定に係る審査を行うため、市長等の附属機関として、プロポーザル方式による事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

(2) 選定審査会は案件ごとに置くものとし、案件の性質、目的等を勘案して市長等が必要と認めるときは、一の選定審査会に複数の案件に係るプロポーザル方式による随意契約の相手方の選定について審査させることができる。

2 関係条例の改正

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、選定審査会の委員の報酬を、日額7,350円とする。

3 施行期日

令和4年8月1日から施行する。

⑥ 徳島州市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法等の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 個人市民税

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、居住年が令和7年（現行 令和3年）であるものまでに延長する。

2 固定資産税

下水道除害施設に係る課税標準の特例措置として、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合について、地方税法で定める参酌すべき割合が5分の4（現行 4分の3）とされたことに伴い、条例で定める割合を5分の4（現行 4分の3）とする。

3 その他所要の規定の整備をする。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、前記1については、令和5年1月1日から施行する。

⑦ 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い，介護補償額について次のとおり改正する。

1 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	現行どおり	17万1,650円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万5,290円	7万3,090円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	現行どおり	8万5,780円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	3万7,600円	3万6,500円

2 施行期日等

公布の日から施行し，令和4年4月1日から適用する。

⑧ 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

公共下水道事業の健全な経営を確保するため，公共下水道使用料を改正する。

1 公共下水道使用料の改正

(1) 汚水処理場使用料を除く一般汚水及び公衆浴場汚水に係る公共下水道使用料について，次のとおり改正する。

ア 基本使用料

基本使用料を829円（現行 8立方メートルまで 829円）とする。

イ 従量使用料

汚水量が1立方メートルから8立方メートルまでの区分を新設し，料金の額を1立方メートルにつき66円とする。

(2) 汚水処理場使用料について，基本使用料を新設し，料金の額を550円とする。

2 施行期日等

(1) 令和4年10月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑨ 徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

令和4年度診療報酬改定に伴い、市民病院の使用料等を次のとおり改正する。

1 使用料等の改正

- (1) 体外受精料及び体外受精検査料を廃止する。
- (2) 初診料保険外併用療養費特別料金を、7,700円以内（現行 5,500円以内）において管理規程で定める額とする。
- (3) 再診料保険外併用療養費特別料金を、3,300円以内（現行 2,750円以内）において管理規程で定める額とする。

2 施行期日

前記1の(1)については公布の日から、前記1の(2)及び(3)については令和4年10月1日から施行する。